

京都大学における教育プログラムの教育課程の編成、実施体制等の基準及びプログラム修了証に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後																										
<p>第1章 総則 (目的) 第1条 この規程は、本学学生を対象として次のとおり実施する教育プログラムの教育課程の編成、実施体制等の基準及び学位記への付記等を含めた当該プログラムの修了証等の授与基準を定め、もって当該プログラムの教育の質を保証することを目的とする。</p> <p>第1表 (大学院教育プログラム)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>プログラム名称</th> <th>実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大学院教育支援機構教育コース</td> <td></td> </tr> <tr> <td>数学・数理科学イノベーション人材育成強化コース</td> <td>令和6年度～</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2表 (略)</p> <p>(中 略) (修了認定書)</p> <p>第10条の11 機構教育コースを修了した者には、別表第4に定めるところにより、修了認定書を授与する。</p> <p>2 (略)</p>	プログラム名称	実施期間	(略)		大学院教育支援機構教育コース		数学・数理科学イノベーション人材育成強化コース	令和6年度～	<p>第1章 総則 (目的) 第1条 (同 左)</p> <p>第1表 (大学院教育プログラム)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>プログラム名称</th> <th>実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大学院教育支援機構教育コース</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サステナビリティ総合知コース</td> <td>令和7年度～</td> </tr> <tr> <td>ウェルビーイング総合知コース</td> <td>令和7年度～</td> </tr> <tr> <td>フロンティア開発総合知コース</td> <td>令和7年度～</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2表 (同 左)</p> <p>第3表 (リカレント教育プログラム (大学院))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>プログラム名称</th> <th>開設 (協力) 研究科等</th> <th>実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会イノベーション人材育成コース</td> <td>大学院教育支援機構 (総合生存学館)</td> <td>令和7年度～</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第3章の4 <u>社会イノベーション人材育成コース</u> (教育課程の編成及び自己点検評価)</p> <p>第11条 <u>社会イノベーション人材育成コース</u>は、京都大学大学院教育支援機構規程第2条第</p>	プログラム名称	実施期間	(同 左)		大学院教育支援機構教育コース		サステナビリティ総合知コース	令和7年度～	ウェルビーイング総合知コース	令和7年度～	フロンティア開発総合知コース	令和7年度～	プログラム名称	開設 (協力) 研究科等	実施期間	社会イノベーション人材育成コース	大学院教育支援機構 (総合生存学館)	令和7年度～
プログラム名称	実施期間																										
(略)																											
大学院教育支援機構教育コース																											
数学・数理科学イノベーション人材育成強化コース	令和6年度～																										
プログラム名称	実施期間																										
(同 左)																											
大学院教育支援機構教育コース																											
サステナビリティ総合知コース	令和7年度～																										
ウェルビーイング総合知コース	令和7年度～																										
フロンティア開発総合知コース	令和7年度～																										
プログラム名称	開設 (協力) 研究科等	実施期間																									
社会イノベーション人材育成コース	大学院教育支援機構 (総合生存学館)	令和7年度～																									

改正前	改正後
<p>第4章 雑則</p>	<p><u>1号の定めに基づき機構が実施する大学院における共通・横断教育のうちから、機構が指定する科目を体系的に履修するとともに、機構が指定するキャリア形成に係るセミナー、ワークショップ、インターンシップ等に参加することをもって構成する。</u></p> <p><u>2 機構は、社会イノベーション人材育成コースの内容について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、それに基づいて適切にプログラムの改善を行うものとする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、機構が当該社会人学生が向上を目指す知識能力等に照らして有意義であると認める場合には、機構が実施する科目以外の大学院の科目について、事前に当該科目を開設する研究科等の承認を経て、履修を認めることがある。</u> (修了要件)</p> <p><u>第11条の2 社会イノベーション人材育成コースの修了要件は、機構が定めるところにより、必要な科目の単位を修得するとともに、キャリア形成に係るセミナー、ワークショップ、インターンシップ等に参加して、当該コースが定める学修上の要件を満たすこととする。</u></p> <p><u>2 前項のコースの修了要件を変更する場合は、事前に、教育制度委員会において当該コースの教育上の目的との適合性等を確認するものとする。</u> (履修の許可)</p> <p><u>第11条の3 社会イノベーション人材育成コースの履修者は、事前に機構長に履修を申し出て、許可を受けなければならない。</u> (修了認定)</p> <p><u>第11条の4 社会イノベーション人材育成コースの修了は、大学院共通・横断教育企画評価専門委員会の議を踏まえて、大学院教育支援機構長が決定する。</u> (修了認定書)</p> <p><u>第11条の5 社会イノベーション人材育成コースを修了した者には、別表第5に定めるところにより、修了認定書を授与する。</u></p> <p><u>2 前項の修了認定書の様式は、別表第5の2のとおりとする。</u></p> <p>第4章 雑則</p>

改 正 前	改 正 後										
<p>(終了した教育プログラムの修了を証するための措置)</p> <p><u>第11条</u> 前条までに定める教育プログラム等が終了した場合においても、当該教育プログラム等を修了したことに対する社会的通用性を維持するため、別表第1から別表第4までの規定は、実施期間を明示したうえで存続させるものとする。</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第12条</u> <u>第10条の11</u>までに定める教育プログラム等が自らの点検及び評価又はファカルティ・ディベロップメントを適切に実施していないときは、教育担当の理事が、教育制度委員会の議を経て、適切な措置を講じる。</p> <p>(中 略)</p> <p>(中 略)</p> <p>別表第4 (第10条の11第1項関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">修了を認定するプログラム名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>大学院教育支援機構(数学・数理科学イノベーション人材育成強化コース・数理人材強化プログラム(国際))</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中 略)</p>	修了を認定するプログラム名称	(略)	大学院教育支援機構(数学・数理科学イノベーション人材育成強化コース・数理人材強化プログラム(国際))	<p>(終了した教育プログラムの修了を証するための措置)</p> <p><u>第12条</u> 前条までに定める教育プログラム等が終了した場合においても、当該教育プログラム等を修了したことに対する社会的通用性を維持するため、別表第1から別表第5の2までの規定は、実施期間を明示したうえで存続させるものとする。</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第12条の2</u> <u>第11条の5</u>までに定める教育プログラム等が自らの点検及び評価又はファカルティ・ディベロップメントを適切に実施していないときは、教育担当の理事が、教育制度委員会の議を経て、適切な措置を講じる。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和6年達示第100号) この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>別表第4 (第10条の11第1項関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">修了を認定するプログラム名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> </tr> <tr> <td>大学院教育支援機構(サステナビリティ総合知コース)</td> </tr> <tr> <td>大学院教育支援機構(ウェルビーイング総合知コース)</td> </tr> <tr> <td>大学院教育支援機構(フロンティア開発総合知コース)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第5 (第11条の5第1項関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">修了を認定するプログラム名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会イノベーション人材育成コース</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>別表第5の2</u> (別 添)</p>	修了を認定するプログラム名称	(同 左)	大学院教育支援機構(サステナビリティ総合知コース)	大学院教育支援機構(ウェルビーイング総合知コース)	大学院教育支援機構(フロンティア開発総合知コース)	修了を認定するプログラム名称	社会イノベーション人材育成コース
修了を認定するプログラム名称											
(略)											
大学院教育支援機構(数学・数理科学イノベーション人材育成強化コース・数理人材強化プログラム(国際))											
修了を認定するプログラム名称											
(同 左)											
大学院教育支援機構(サステナビリティ総合知コース)											
大学院教育支援機構(ウェルビーイング総合知コース)											
大学院教育支援機構(フロンティア開発総合知コース)											
修了を認定するプログラム名称											
社会イノベーション人材育成コース											

別表第5の2（第11条の5第2項関係）

修了認定書

氏 名

所 属

生年月日

上記の者は、京都大学リカレント教育プログラム（〇〇）を修了したことを証する

（履修内容の詳細は裏面参照）

年 月 日

京都大学総長

備考1 リカレント教育プログラムに続く〇〇には、別表第5に定める教育プログラムのコース等の名称を記載する